

11	R4. 5. 27	R4. 6. 9	○（新宿区○丁目○番○号）に係る消防用設備等設置届出書（昭和59年7月21日第289号）	17	●															住宅部分は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号に該当する。 住宅に係る共用部分は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課
12	R4. 4. 27	R4. 6. 13	火災調査書類（令和4年4月24日3福羽第89号）のうち、火災調査書（別記様式第15号及び別記様式第15号の2）	2	●															（2号）関係者の氏名等の情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 （6号）関係者等の供述内容は、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、関係者からの情報収集活動や火災関係資料の入手が困難となり、今後の火災調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。	東京消防庁予防部調査課
13	R4. 5. 30	R4. 6. 13	○（東京都武蔵野市○丁目○番○号）に係る消防計画作成（変更）届出書及び添付された消防計画（平成6年5月31日6武予（防）第167号）	7	●															（2号）住戸部分の情報は、個人の権利利益に支障を及ぼす恐れがあるため （4号）住戸等に係る共用部分の情報は、侵入や窃盗等の犯罪を容易にし居住者の安全を脅かすおそれがあるため	東京消防庁予防部防火管理課
14	R4. 5. 31	R4. 6. 13	○（大田区○丁目○番○号）に係る 1 防火対象物使用届出書（平成10年10月13日第186号）その1のうちかがみ、平面図及び立面図 2 防火対象物使用（変更）届出書（平成15年12月26日160号）その1のうちかがみ及び平面図	9	●															起案者等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号に該当する。 届出者等の印影等は、公にすることにより、偽造等の犯罪に悪用されるおそれがあるため、条例第7条第4号に該当する。 平面図の一部は、公にすることにより、建物内部への侵入や窃盗等の犯罪の実行を容易にするなど、居住者の安全を脅かすおそれがあると認められるため、条例第7条第4号に該当する。	東京消防庁予防部予防課

